

鳥取市国民保護計画(案)



みなさんのご意見をお寄せください!

平成16年9月、国民保護法の施行により、都道府県・市町村・指定公共機関のそれぞれの役割と計画の策定スケジュールが示されました。これを受け、昨年7月には「鳥取県国民保護計画」が作成され、本市においても本年度中の策定をめざし、現在「鳥取市国民保護協議会」で検討を行っております。

このたび、素案がまとまりましたので、市民のみなさんのご意見をお待ちしています。

計画策定の趣旨

武力攻撃や大規模なテロなどの緊急事態が発生した場合に、これらの事態から国民の生命や身体、財産を保護し、国民生活と国民経済に与える影響を最小限に止める必要があります。この計画は、有事における国や地方公共団体などの責務、国民の協力、住民の避難、避難住民などの救済、武力攻撃災害への対処などについて定め、的確かつ迅速に国民を保護することを目的として策定するものです。

計画の対象

市内に在住するすべての人を保護の対象とし、具体的には、地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、

弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃などの武力攻撃事態を想定しています。

計画の構成

避難、救援、武力攻撃にともなう被害の最小化を三本柱とし、状況(平素の準備・有事への対処・生活再建)を8段階に区分して、それぞれの段階における実施要領と活動要領および情報収集に関する計画で構成しています。

今後、みなさんから寄せられた意見を参考にして、消防・警察・医療・通信などの関係機関の有識者などで構成される「鳥取市国民保護協議会」で審議し計画案として取りまとめます。



ご意見のあて先、資料の配置場所は
こちらです!

提出方法 様式は問いません。住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置場所 11月15日(水)から市役所本庁舎総合案内所および危機管理課/市役所南庁舎総合窓口/各総合支所地域振興課 ※鳥取市ホームページにも掲載しています(アドレスは表紙下段)。

提出期限 11月30日(木)必着

提出・問い合わせ先 市役所本庁舎危機管理課

☎(0857) 20-3118
☎(0857) 20-3040
電子メール kikikanri@city.tottori.tottori.jp



みなさんのご意見お待ちしております!

